

習志野市保育所等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金交付要領

令和６年８月２７日

（趣旨）

第１条 この要領は、保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）において業務のＩＣＴ化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、習志野市補助金等交付規則（平成２０年習志野市規則第１２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園及び法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業であって、習志野市内に所在する施設をいう。

２ 前項に規定するもののほか、この要領における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

（補助の対象事業）

第３条 補助の対象とする事業は、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業（うち、保育施設等におけるＩＣＴ導入状況等に関する調査研究事業を除く）（令和５年度補正予算分）実施要綱（令和６年２月１日こ成保第３３号こども家庭庁成育局長通知別紙）の３の（１）及び（２）で定めるもの（以下「補助事業」という。）とする。

（補助対象者）

第４条 補助対象者は、補助事業を行う保育所等とする。

（事業の内容等）

第５条 補助事業は、保育所等における業務のＩＣＴ化を行うため、次の第１号から第４号までに掲げる機能を有するシステム（４つの機能のうち１つ以上の機能を有するものをいう。以下「システム」という。）及び第５号に掲げる機器を導入する事業とする。

- (1) 保育に係る計画・記録に関する機能
- (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- (3) 保護者との連絡に関する機能
- (4) キャッシュレス決済に関する機能
- (5) 通訳や翻訳のための機器

2 システムの導入に当たっては、前項第1号から第4号までに規定する機能のいずれかに加え、職員の勤務シフトの作成機能等、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

(補助の要件)

第6条 補助金は、当該年度内にシステム及び機器の導入を完了し、かつ、支払いを完了する事業を対象として交付するものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費は、システム及び通訳や翻訳のための機器の導入のために必要な初期費用（インターネット環境の整備等を含む。）における備品購入費、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、当該経費について、別の補助金又は交付金の交付を受けている場合は、補助対象経費としない。

(補助額の算定方法)

第8条 この補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費のうちの実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、習志野市保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) システム及び機器導入に係る費用の見積書および内訳書
- (2) システム及び機器導入に係る費用の見積書の内訳明細書
- (3) システム及び機器に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第 10 条 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告を行ったことにより、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、仕入控除税額があるときは、市長の求めに応じ、その全額を納付すること。

2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5 年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助対象者は、システム及び機器が導入され、当該費用の支払が完了したときは、習志野市保育所等における ICT 化推進事業費補助金実績報告書(様式第 2 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定があった年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) システム及び機器導入に係る費用の領収書等
- (2) システム及び機器の仕様について確認できる資料
- (3) 納品書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるものについては、第 9 条に定める交付の申請及び実績報告に係る添付書類に定める書類の提出をもって実績報告に代えることができる。

(交付の特例)

第 12 条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 8 月 27 日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第8条関係（別表）

事業内容	補助基準額
1 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入	A 保育に係る計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて補助基準額を以下のとおりとする。 ＜端末購入等を行わない場合＞ 1 機能を導入する場合 1 施設当たり 200,000円 2 機能を導入する場合 1 施設当たり 400,000円 3 機能を導入する場合 1 施設当たり 600,000円 4 機能を導入する場合 1 施設当たり 800,000円 ＜端末購入を行う場合＞ 1 機能を導入する場合 1 施設当たり 700,000円 2 機能を導入する場合 1 施設当たり 900,000円 3 機能を導入する場合 1 施設当たり 1,100,000円 4 機能を導入する場合 1 施設当たり 1,300,000円
2 通訳や翻訳のための機器の導入	1 施設当たり 150,000円